

## 給水装置特殊器具の設置等に関する施工基準

### 第1条 目的

この基準は、栃木市上下水道局（以下「水道局」という。）の給水区域内において設置される浄水器、活水器、アルカリイオン整水器等の器具（以下「給水装置特殊器具」という。）を水道法に基づく給水装置の一部として設置する場合について必要な事項を定めるものとする。

### 第2条 設置基準

一 給水装置特殊器具は、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合したものでなければならない。

二 給水装置特殊器具は、水道メーターより下流側に設置するものとする。

三 給水装置特殊器具は、水道メーターの計量及び維持管理に支障をきたさない位置に設置するものとする。

四 給水装置特殊器具は、メーターボックス内部に設置してはならない。

また、維持管理等を考慮し、メーターボックスとは別のボックス（蓋に「量水器」の記載は入れない）を設置してその内部に給水装置特殊器具を納めること。

ただし、ボックスを設置するスペースを確保できない等のやむを得ない事情により、ボックスを設置せずに給水装置特殊器具を埋設する場合は、マーカを設置する等して、給水装置特殊器具の設置箇所が地上から特定できるよう措置を講じること。

五 メーターボックスから給水装置特殊器具までの離隔は50cm以上確保すること。

六 給水装置特殊器具の上流側に逆止弁を設置すること。

（この逆止弁は、メーターボックス内に設置される逆止弁とは別に設置する。）

ただし、給水装置特殊器具本体が逆流防止機能を有している場合はこの限りではない。

### 第3条 維持管理

一 給水装置特殊器具の使用者又は所有者は、製造業者等による定期的な保守点検等、当該機器を維持管理しなければならない。なお、水道局が保守点検状況の確認を求めた場合は、点検結果報告書等を速やかに提出するものとする。

二 給水装置特殊器具は、一年に1回以上の定期点検を行い、その記録は3年以上保存すること。

三 給水装置特殊器具に異常が生じたときは、速やかにその使用を中止し、適切な処置を施すものとする。

#### 第4条 水質検査

一 給水装置特殊器具の使用者又は所有者は、水道水の安全性を確認するため、原則として一年に1回以上の水質検査を給水装置特殊器具の下流側の給水栓において行うこととし、その記録は、3年以上保存すること。

二 前項の規定により行う水質検査は、大腸菌、一般細菌及び消毒の残留効果について行うこと。

三 給水装置特殊器具の使用者又は所有者は、第一項の規定による水質検査を行うため、国土交通省令の定めるところにより、国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者に委託すること。

#### 第5条 衛生管理

給水装置特殊器具の使用者又は所有者は、給水装置特殊器具の設置に伴い家屋内等に給水される水の遊離残留塩素が減少されること等により、衛生上の問題が生じる恐れがあることから、給水される水の衛生管理に努めなければならない。

#### 第6条 その他

一 給水装置特殊器具を設置する場合は、給水装置工事申込時に、給水装置特殊器具設置誓約書(別記様式第1号)を提出すること。

二 この施工基準に定めるもののほか、必要な事項は水道局が別に定める。

#### 付 則

この基準は、令和7年4月1日から施行する。

# 給水装置特殊器具設置誓約書

令和 年 月 日

栃木市長 あて

申請者 住所

氏名

〔 自署しない場合は、記名押印してください。  
法人の場合は、記名押印してください。 〕

給水管に直結する特殊器具（以下、「給水装置特殊器具」という。）の設置について、下記の事項を誓約いたします。

## 記

- 1 本給水装置工事申請における給水装置特殊器具の設置箇所はメーターより下流側かつメーターボックス外部とし、メーターボックスから給水装置特殊器具まで 50cm 以上の離隔を確保いたします。
- 2 給水装置特殊器具を設置する際は、メーターボックスとは別のボックス（蓋に「量水器」の記載は入れない）を設置してその内部に収める等の措置により、設置箇所が地上から特定できるようにいたします。
- 3 給水装置特殊器具より下流側の水質管理については、申請者が管理いたします。  
また、給水装置特殊器具の設置に起因する出水不良や水圧低下による機能不全（他器具への障害）、水質の悪化（濁水等）が発生した場合は、申請者が対応いたします。
- 4 給水装置特殊器具に異常が発生した場合の修理等については、申請者が維持管理いたします。
- 5 給水装置特殊器具の設置に起因した上記以外の問題等は、全て申請者が責任をもって対処し、栃木市水道事業に対して一切の異議申し立てをいたしません。
- 6 給水装置の所有者又は使用者に変更があった場合については、上記誓約内容を新所有者（新使用者）へ継承いたします。

給水装置特殊器具の設置場所	栃木市
器具名	
型式（品番）	
製造会社	